

## ■ 発達障害に関する支援について紹介

### 「サポート手帳」とは

埼玉県では、発達障害のある方が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してより良い支援が受けられるよう、「サポート手帳」を作成し、平成 22 年から各市町村の障害福祉担当窓口などで配布しています。

サポート手帳は、平成 20 年から「埼玉県発達障害者支援体制整備検討委員会」において、発達障害者の支援を目的とした手帳形式のもの必要性について検討が進められ、作成されました。



このサポート手帳は、「相談支援ファイル」と「サポートカード」の 2 つで構成されています。

「相談支援ファイル」は、生育歴や相談歴などを記入し、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有することで、障害の特性についての共通理解を深めることを目的としています。

「サポートカード」は、医療機関での受診の際など、様々な生活の場面で自分の障害について説明できるよう、自分の障害の特徴やコミュニケーションの取り

方やお願ひしたいことなどを記入するものです。

各項目は、成長段階順に、どの年代からでも記入できるようになっています。また、A4版のファイル形式になっており、ページを増やしたり、必要に応じて他の情報を綴じ込むこともできます。

さらに、パソコンでも入力できるよう、ワード様式を埼玉県のホームページからダウンロードできるようになっています。

#### 相談支援ファイル

##### 【概要】

医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有し、乳幼児期から成人期まで一貫して使用できる手帳

##### 【主な内容】

- ・プロフィール（本人の情報、サービスの受給状況）
- ・サポートネットワーク（乳幼児期・就学期・成人期）
- ・生育の記録、医療・服薬の記録、受診歴・検査歴・療育・相談歴
- ・乳幼児期の記録（幼稚園・保育園等、小学校への引き継ぎ事項）
- ・就学期の記録（教育支援プラン、学校・事業所等への引き継ぎ事項）
- ・成人期の記録（仕事（職歴、資格）、社会活動、生活、相談）

#### サポートカード

##### 【概要】

医療機関への受診の際など様々な生活場面での自分の障害について説明するカード形式のもの

##### 【主な内容】

- ・障害の程度
- ・受診について配慮してほしいこと
- ・受診の際などに苦手なこと
- ・コミュニケーションのとり方
- ・興味のあること、好きなこと
- ・お願ひしたいこと
- ・健康情報 ・病歴 ・受診歴

## ■ 最近の障害福祉の動向

### 特別支援学校卒業後の就労継続支援 B 型利用について

障害者総合支援法に基づく就労系のサービスとして、就労移行支援と就労継続支援（A 型・B 型）があります。中でも就労継続支援 B 型は、開設事業所も大変多く、障害を持つ多くの方に利用されています。

この就労継続支援 B 型は、一度は就労したものの継続が難しかった方や、就労移行支援事業を利用した結果、B 型の利用が適していると判断された方など、一般就労が難しいことを利用条件としています。

これは、就労を希望する方にはできる限り一般就労をしてもらえるよう支援を行うという、制度の基本的な考えに基づくものです。

このため、就労継続支援 B 型の直接利用は、特に特別支援学校高等部 3 年生の卒業進路先として課題となっておりました。しかし、就労移行支援事業所が十分に整備されていない地域も多いことから、これまでは右図のように、卒業後、直接就労継続支援 B 型事業所が利用できるという経過措置が取られてきました。

①【平成 24 年度まで】  
経過措置として、市町村が認めた場合には直接 B 型を認める

②【平成 25 年度～平成 26 年度】  
経過措置を見直し、市町村の判断だけでなく、協議会などの意見を求める

③【平成 27 年度以降】  
就労移行支援事業所を整備した上で、本来の利用ルールの適用となる見込み

現在、大里地域自立支援協議会・就労部会において、こうした特別支援学校卒業後の就労系サービス事業の利用に係わるアセスメントの方法や手順などについて検討が進められており、当センターとしても随時経過を見守っていきたいと思います。

### 熊谷市にある相談支援事業所の紹介

名称	所在地	電話番号	主たる対象者			
			身	知	精	児
地域生活支援センター向陽	熊谷市石原 519-5	048-599-2020			○	
熊谷市障害者相談支援センター	熊谷市宮町 2-65	048-501-0439	○	○		○
福祉医療センター太陽の園	熊谷市津田 1855-1	0493-39-2851				○
相談支援センター「あいのいえ」	熊谷市野原 245	048-536-3366	○	○	○	○

障害福祉サービスを利用するためには、サービス等利用計画が必要となります。このサービス等利用計画の作成に関わる業務を「計画相談支援」と言い、市町村より指定を受けた相談支援事業所にて実施しています。

現在、熊谷市では、上記にあるように、4か所の事業所

が指定を受け、実際の業務を行っています。

※主たる対象者や業務内容等の詳細は、各事業所までお問い合わせください。